

議案第3号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年2月10日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 二 場 公 人

理由

令和4年度及び令和5年度の保険料率を定め、また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部改正による保険料の賦課限度額を改めるとともに、文言の整理等を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に、「100分の10.77」を「100分の10.54」に改める。

第10条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に、「55,687円」を「56,435円」に改める。

第11条中「64万円」を「66万円」に改める。

附則第3条及び第4条を削り、附則第5条を附則第3条とし、附則第6条から附則第8条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例・新旧対照表

改正案	現行
<p>(所得割率) 第9条 <u>令和4年度及び令和5年度の所得割率は、<u>100分の10.54</u>とする。</u></p> <p>(被保険者均等割額) 第10条 <u>令和4年度及び令和5年度の被保険者均等割額は、<u>56,435円</u>とする。</u></p> <p>(保険料の賦課限度額) 第11条 第5条の賦課額は、<u>66万円</u>を超えることができない。</p> <p>附 則 第1条 略 第2条 略</p>	<p>(所得割率) 第9条 <u>令和2年度及び令和3年度の所得割率は、<u>100分の10.77</u>とする。</u></p> <p>(被保険者均等割額) 第10条 <u>令和2年度及び令和3年度の被保険者均等割額は、<u>55,687円</u>とする。</u></p> <p>(保険料の賦課限度額) 第11条 第5条の賦課額は、<u>64万円</u>を超えることができない。</p> <p>附 則 第1条 同左 第2条 同左</p>
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(令和2年度における保険料の賦課総額の算定の特例) 第3条 <u>令和2年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「<u>第15条又は第16条に規定する基準に従い</u>」とあるのは「<u>令和2年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条に規定する基準に従い</u>」とする。</u></p> <p>(令和2年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例) 第4条 <u>令和2年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者(保険料の賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。)についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「<u>10分の7</u>」とあるのは「<u>40分の31</u>」とする。</u></p>
<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第3条 略 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整) 第4条 略 第5条 略</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第5条 同左 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整) 第6条 同左 第7条 同左</p>

改正案	現行
(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例) <u>第6条</u> 略	(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例) <u>第8条</u> 同左